

会議名	東京都板橋区特別職報酬等審議会
開催日時	平成28年11月11日(金) 午後2時から午後3時20分まで
開催場所	板橋区役所南館4階 災害対策室AB
出席者	<p>《委員》 天野久会長 内田耕正委員 大森斉貴委員 小林英子委員 佐藤美知雄委員 白井陽子委員(職務代理者) 中城剛志委員 樋口茂委員 山田勉委員</p> <p>《事務局》 堺由隆総務部長 菅野祐二総務課長 杉山達史文書係長</p> <p>《行政委員会及び監査委員事務局》 寺西幸雄事務局次長(教育委員会事務局) 七島晴仁事務局長 日原徹選挙担当係長(選挙管理委員会事務局) 中村一芳事務局長(監査委員事務局) 丸山博史事務局次長 古田誠庶務係長(区議会事務局)</p>
会議の公開について(傍聴)	<p>公開(傍聴できる)</p> <p>部分公開(部分傍聴できる)</p> <p>非公開(傍聴できない)</p>
議題等	区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否について
配付資料	<p>東京都板橋区特別職報酬等審議会関係資料</p> <p>平成27年度一般会計決算の状況</p> <p>諮問書(写)</p> <p>答申書案</p>
所管課	総務部総務課文書係 電話03(3579)2054
審議等の状況	<p>「委嘱式」 審議会に先立ち、委員の委嘱を行った。 (区長から委嘱状伝達)</p> <p>部長 「特別職報酬等審議会」は、区長等特別職の報酬等の額の適否につきまして御審議いただくため、少なくとも毎年1回開催させていただいております区長の附属機関でございます。</p> <p>また、「政務活動費審議会」は、区議会議員の政務活動費の額について審議するため設置される、同じく区長の附属機関となっております。「特別職報酬等審議会」の委員の皆様にも兼務していただくこととなります。</p> <p>ここで、区長より御挨拶を申し上げます。</p>

区長 皆様、こんにちは。大変お忙しい中、今日は特別職報酬等審議会並びに政務活動費審議会委員に御就任いただきまして、まずもって感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

この審議会につきましては、区長、副区長、また、区議会議員の報酬等に加えまして、教育委員会、選挙管理委員会等を始めとした行政委員会の委員の報酬等について、御審議いただくために開催するものであり、大変重要な審議会であります。

皆様には、広い識見、また高い専門性からの御意見をいただくため、御就任をいただきましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、板橋区においては、昨年、区の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」とする基本構想を掲げまして、平成28年度を初年度といたします「板橋区基本計画2025」を作成いたしました。

現在、本計画の目標達成に向けまして各種の施策を展開しているところでありますが、今後とも、『東京で一番住みたくなるまち』として評価されるまちをめざし、様々な施策を展開していく所存でございます。

さて、日本経済の話でございますが、新興国経済の減速や個人消費の低迷等によりまして、景気の足踏み状態が長期化している状態です。しかし、内閣府がまとめた10月の月例経済報告によりますと、世界経済の下振れリスクはあるものの、国内の雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果がございまして、景気は緩やかな回復基調に向かうことが期待されているという状況でございます。

区財政につきましては、このような堅調な経済動向を背景にいたしまして、特別区交付金、特別区民税を含めた歳入環境は改善をしておりますが、中長期的には人口減少並びに超高齢社会への対応、公共施設や社会資本の再構築などの長期的な課題に対応していくため、引き続き健全な財政基盤の確立に向けて努力をしていく所存でございます。

本日の御審議の結果につきましては、十分に尊重してまいりますので、皆様の自由かつ達な御意見をお聞かせいただければと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

部長 それでは、引き続きまして、役員の選任をお願いしたいと思います。

(会長と職務代理者の選任)

審議会委員の互選により会長が決定

会長の指名により、職務代理者が決定

(委嘱式終了)

「審議会」

部長 それでは、委嘱式に引き続きまして、ただいまから平成28年度の審議会を開催いたします。

なお、本日は、「特別職報酬等審議会」のみ諮問させていただきます。「政務活動費審議会」の諮問はございません。

早速ではございますが、審議会に入る前に、坂本区長から、諮問書を天野会長へお渡しいたします。

(区長から会長へ諮問書の伝達)

部長 それでは、この後の会議の進行は天野会長にお願いしたいと思います。

なお、区長は、この後、一旦、退席させていただきます。

(区長退席)

会長 それでは、審議会を始めます。

我々は、社会経済環境が大変厳しく、また目まぐるしく変化している状況を踏まえつつ、特別職報酬等の額の適否について審議する機能を担っているわけでありまして、

会の運営につきましては、自由かつ適な意見交換ができるよう非公開となっております。

会議録については、各委員の名前を伏せて、要旨を公開します。

審議会の運営につきましては、公平迅速な進行に努めてまいり所存でございます。

御審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、審議に入りたいと思います。

初めに、書記であります総務課長から、諮問内容及び資料について説明を願います。

課長 それでは、皆様、こちらの冊子の資料を御覧いただきたいと思ひます。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

こちらが、10月11日に発表されました平成28年特別区人事委員会勧告のポイントでございます。

これは区職員の給与等を決定するためのものでございます。

月例給、特別給ともに3年連続の引上げの改定となっているものでございます。

それでは、(1)月例給でございます。

一般的にはベースアップと呼ばれているものでございますけれども、公民較差(584円、0.15%)を解消するため、給料表を改定するものでございます。すなわち、民間給与が584円、職員給与を上回っているということで、職員給与を0.15%引き上げるものでございます。

次に、(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）でございます。

こちらは、いわゆる「ボーナス」でございます。

民間の支給月数が0.1月分、職員支給月数を上回っているため、職員支給月数を現行の4.3月分から4.4月分に引き上げるものでございます。これにより職員の平均年間給与は約5万1,000円の増額となるものでございます。

項番2が、平成7年からの特別区人事委員会勧告の推移でございます。後ほど、御覧いただければと存じます。

では、お隣、3ページに進ませていただきます。改定案でございます。

1、給料・報酬月額でございます。

改定案は「据え置く。」となっております。

下に理由が記載されておりますけれども、6ページ、7ページの表を用いて説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

6ページ。まず、こちらが平成7年からの特別職報酬等月額推移でございます。

平成7年に現在の報酬等月額が定められ、その後、財政状況等により、平成9年度、15年度、25年度に、それぞれ減額措置が行われておりますが、条例の本則につきましては据え置かれたままとなっております。現在は減額措置が解除となっております。

減額措置の内容につきましては、下段の表のところでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、報酬月額を据え置くことについての説明に入らせていただきます。

資料はございませんけれども、報酬月額につきましては、一般職員と同様に、生活給的側面を持ち、かつ常勤で、人事委員会勧告を考慮する区長等、4人の特別職及び区議会議員、それから、人事委員会勧告を余り考慮しない非常勤の行政委員を分けて考察する必要があります。

まず初めに、人事委員会勧告を考慮すべき区長等について考察をいたします。

お隣、7ページをご覧ください。

人事委員会勧告、給与勧告の推移と給与指数の変化でございます。

上段、左側を御覧いただきたいと思います。平成7年の給与指数、こちらが1,000%になってございます。

この後、毎年的人事委員会勧告を反映した数値が年度ごとに掲載されておまして、今回、平成28年度的人事委員会勧告0.15%を反映したものが、一番下の右側で

ございますけれども、給料指数は998.151324となっております。こちらを1,000%と比較しますと、約1.8%マイナスとなっております。

これは平成7年当時の水準にまだ達していないということを意味してございます。

一方、区長等特別職につきましては、平成7年以降、条例本則は変えておりませんので、ここでの指数は、現在も1,000%のままということになっております。

したがって、今回の勧告を反映した一般職員と比較しても、なお、区長等特別職の方が1.8%上回っているということになります。

よって、今回の人事委員会勧告のうち、月例給の部分につきましては、区長等には反映しないこととし、据え置くという改定案でございます。

8ページ以降は、毎年お示ししている表となりますけれども、もう一方、非常勤の行政委員について考察いたします。

非常勤の行政委員につきましては、平成23年に本審議会の答申を受けまして、平成25年4月1日に特別区の平均額を上回るものについて報酬の引下げを行った経緯がございます。

では、10ページをお開きいただきたいと思います。

教育委員会でございます。

板橋区の部分が網掛けとなっておりますので御覧いただきたいと思います。まず、職務代理が25万9,000円、委員が24万3,000円となっております。

お隣、11ページにお進みください。

選挙管理委員会でございます。

委員長が29万3,000円、職務代理25万9,000円、委員が23万9,000円となっております。

次、1枚おめくりいただきまして、12ページでございます。

こちらは監査委員でございます。

常勤の代表監査委員は74万4,800円。

なお、地域手当が該当する区長、副区長、教育長、常勤代表監査委員につきましては、地域手当を含めた金額でお示ししております。

お隣、13ページになりますが、非常勤監査委員のうち、識見者が30万3,000円、同様に、区議会議員が14万9,000円となっております。

14ページにお進みください。

農業委員会でございます。

会長は4万6,000円、職務代理が3万5,000円、委員が2万7,000円と

なっております。

非常勤行政委員の月額報酬につきましては、先ほども申し上げたとおり、本審議会の答申を受けまして、平成25年4月1日に改正したばかりでございます。今後とも、他区の報酬額の動向を見守る必要があるため、据え置くという改定案でございます。

恐れ入りますが、また、3ページまでお戻りいただきたいと思っております。

下の方、2番、期末手当でございます。

年間支給月数を0.1月分引上げ、現行の3.45月から3.55月になるものでございます。

下の理由といたしましては、特別職等の期末手当の支給月数につきましては、平成18年度以降、人事委員会勧告における一般職員の支給月数の増減率に比例し、改定をしてきたところでございます。

したがって、今回におきましても、一般職員の引上げ率と同様に引き上げるというものでございます。

計算式が出ておりますけれども、まず、一般職員の期末・勤勉手当の引上げ率につきましては、現在4.3月分を、今回0.1月分上げますので、その割合が2.33%となります。

この数字を使って、特別職の引上げ月数を計算いたしますと、現行の3.45月に2.33%を掛け合わせ、0.08039月ということで、0.1月という形になります。

したがって、改定後の支給月数は、現行の3.45月に0.1月加えまして、3.55となるものでございます。

では、次の4ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは期末手当年間支給月数の推移でございます。

特別職等につきましては上段に出ておりまして、平成17年度から平成27年度までの経緯が示されてございます。

下の一番右側、平成27年度のところをご覧くださいますと、現在3.45月ということでございまして、改定案は、これに0.1月を加えますと3.55となるものでございます。

お隣、5ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、期末手当を0.1月改定した場合の影響額についてでございます。

一番上、(1) 現行の3.45月の期末手当、年収は表のとおりでございます。

(2) 真ん中の表でございますけれども、0.10月引き上げた後を計算いたします

と、現行額との差額は、一番右側の記載の額となるものでございます。

最後、(3) 全体の影響額でございますけれども、こちらにつきましては、一番下、合計の欄を見ていただきますと、473万2,663円という形になるものでございます。

恐れ入りますが、もう一度、3ページに戻っていただきます。

一番下でございます。

改定の実施時期でございます。

改定の実施時期は、一般職員と同様といたします。

続きまして、次は資料の説明になりますけれども、15ページでございます。

15ページ、こちらにつきましては23区の各区の期末手当支給月数の一覧となっているものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、16ページを開いていただきたいと思います。

こちらは各区の退職手当支給月の一覧となっております。御参照いただければと思います。

それから、17ページから21ページまでが各行政委員の活動内容というふうになっているものでございます。

続きまして、22ページ、23ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、行政委員会の委員の報酬に関する条例改正の概要でございます。

こちらにつきましては、若干説明させていただきたいというふうに思います。

22ページを御覧いただきたいと思いますけれども、まず、改正の背景でございますけれども、実は、これは杉並区で起きた事件が発端となっているものでございますけれども、真ん中の括弧書きの訴訟事件の具体的内容というところを御覧いただきたいと思いますけれども、まず、杉並区選挙管理委員が、平成22年5月8日に脳出血により緊急入院し、その手術を受け、療養を続けておりました。同年10月25日付で健康上の理由により辞職いたしました。

この間、平成22年5月1日から同年10月25日までの間、選挙管理委員会の定例会等を全て欠席していたというところでございますけれども、平成22年5月から10月までの間、月額24万2,000円の6カ月分、145万2,000円の支給を受けていたということに対して、いわゆる裁判が起こされたというものでございます。

1番、改正の背景を見ていただきたいと思いますけれども、こういった疾病により勤務実績が存在しなくとも報酬の全額支給を認める条例の規定については、地方自治法の

趣旨に反し、議会の裁量権を逸脱する違法なものであるとして、杉並区長に対し、不当利得返還請求権の行使を怠ることが違法であることの確認を求めるとともに、杉並区長に対し、報酬相当額の支払いの請求を求めて、住民訴訟が提起されたものでございます。

これを受けまして、昨年11月18日でございますけれども、最高裁におきまして、「行政委員会の委員の報酬等に関する条例において、疾病等により勤務実績がなく、職務を遂行することができない者に対して、報酬を支給しない規定がないため、報酬を支給せざるを得ないことは、地方自治法の規定に反するため、本件条例自体を違法、無効とする」との判断が下されたものでございます。

2の経過でございますけれども、こうした最高裁判所の判断を受けまして、板橋区といたしましては、平成28年第2回板橋区議会定例会に条例改正案の提出を行いました。同6月22日の本会議において、原案のとおり可決されたという内容でございます。改正の概要でございますけれども、3番でございます。

(1) 疾病等により委員の職責を果たせないと認められる場合でございます。

この場合につきましては、「委員長等及びその他の委員が、疾病等により月の初日からその月の末日までの間にわたり、その職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。」という規定を新たに加えたものでございます。

それから、もう1点。

(2) 月額をもって定められた報酬を受ける委員が死亡した場合でございます。

これまでは、「委員長等及びその他の委員が死亡によりその職を離れたときは、その月の末日まで当該職に在職したものとみなして報酬を支給する。」という規定がありましたけれども、それを削除いたしまして、第4条第3項に「委員長等及びその他の委員が任期満了、辞職、失職、解職等によりその職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。」という規定に、「死亡」というものを加えたものでございます。すなわち、死亡のときは、月割りではなく、日割り、日額で報酬を支給するというものに条例改正を行ったものでございます。

お隣、24ページには、この条例が記載されております。

26ページまでが、その関係の資料となっております。

27ページ以降につきましては、本審議会の、これまでの開催経緯及び条例本文が掲載してございますので、御参照いただければと思います。

それから、その他の資料といたしましては、板橋区の財政状況として、平成27年度の一般会計決算の状況を載せさせていただいております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

	<p>会長 ただいま、事務局から説明がありました。質問、意見がございましたら、御発言願います。</p> <p>御意見、質問はございませんか。</p> <p>委員 初めて委員を仰せつかりましたので、まだ十分に承知できない部分がございます。</p> <p>その点を前置きして聞いていただきたいと思うのですが、この資料を見ますと、人事委員会勧告に大変疑問を持つのです。</p> <p>資料のページ2、平成7年から27年まで、どういう答申があったかということが出されています。21年間の経過がここに記されております。</p> <p>15回は引下げで、そのほかに改定なしというのがかなりあるわけです。これ自身が、私にとっては大変不可解なのです。なぜ引下げなのか。</p> <p>特にこの点に絞って、簡単でいいですから、人事委員会勧告の主たる理由ですね、それが明示されていたらお聞かせいただきたいと思うのです。</p> <p>突飛な質問をしているかもしれませんから、資料がなければ結構ですけれども、ありましたら説明してください。</p> <p>課長 人事委員会勧告が下がり続けている理由ということでございます。</p> <p>皆さん御承知のとおり、平成7年といいますと、ちょうどバブル経済が崩壊して間もないころでございまして、このころから、いわゆる失われた10年、20年と言われる時代が、日本経済には続いたわけでございます。</p> <p>そういったバブル経済が崩壊して、いわゆる日本経済が低迷していることを受けた、民間賃金に連動した形で公務員の給料についても引下げが行われたという一面と、それから、平成21年以降の△につきましては、いわゆるリーマンショックということであります。</p> <p>リーマンショックによりまして大変大きな経済的な打撃を受けたわけでございますけれども、それと連動する形で、民間給料、そして公務員給料という形で引下げが行われたのではないかというふうに我々は理解しているところでございます。</p> <p>委員 もうちょっと詳しくお聞きできればと思うのですが、また勉強させていただきます。</p> <p>それで、かなり荒っぽい議論というか、意見になるかもしれませんが、今、議論になっている特別職にしてもそうですが、一般国民の生活が楽な方向に、いい方向に向かっているのだろうか、どうなんだろうか、ここに関心を持たざるを得ないわけです。</p> <p>手元に総務省発表の資料があるんですけども、二人以上世帯のうち、勤労者世帯の実質可処分所得が30年前以下の水準に、今現在は落ち込んでいると、こういう資料があるんです。</p>
--	--

これは、こここのところ、数日のうちに私は調べたので、びっくりしているんですね。なぜ可処分所得がそんなに下がっているのだろうということも、率直に総務省の資料は触れているので、その要因の1つは実収入が減っているということを、どんぴしゃりと言っているわけなのです。これでは話にならない、実収入が減っているのだから。給料が減っているということですからね。

ここに対比がありまして、1997年の59万5,214円を頂点に、去年、2015年は、52万5,955円と、7万円近くも下がっているという資料を出しているのです。

こういうことを考えたら、私は、国民の暮らしが豊かになっている、ゆとりが出ているというふうには言えないのだろうなと。これと、私は、人事委員会勧告とを結びつけたくなるわけです。おかしいのではないかとというふうに思わざるを得ないんです。

そこで、さらにこの2点を強調しているのですが、非消費支出の増大も可処分所得を減らしていると。これも具体的な数字を言っていますけれども、とりわけ公的年金保険料、それから健康保険料など、社会保険料が上がってきている。これが圧迫しているというふうに指摘しているわけです。

それから、物価上昇が響いているということを言っています。消費税も言うに及ばず、大きく影響していますよということを、ここで述べています。

こういうことを考えた場合に、私は、報酬審議会の中で、人事委員会勧告そもそもの妥当性、これについても研究しなければならないのではないかと、こういうふうに思うのです。

人事委員会勧告が、私は、結論を言ってしまうと、妥当ではないというふうに思うのです。もっと実態を反映すべきだと私は思うのです。

そのことについて、何か御見解があったら聞かせてくださいますか。

課長 確かに、区内の中小企業を初め、厳しい状況が続いているというふうな認識はございます。

ただ、一方で、人事委員会勧告というものは、都内の様々な企業、今で言うと50人以上の企業を対象に調査しておりまして、そういったサラリーマンの賃金実態ですとか、それから社会経済情勢を反映している一定の数字であろうということで、我々は、それは大きく認めなければならないというふうに認識を持ってございます。

そういった観点から、今回、期末手当の部分については、このような形になるということで御提案させていただいているところでございます。

委員 言っていることが突飛だから、馴染まないかもしれないし、私の不勉強かもしれない

ですから、この話題は、これ以上申し上げるつもりはありませんけれども、今言ったようなことを背景に考えてみるときに、私は、結論を急ぐわけではございませんけれども、諮問どおり答申することが妥当だというふうにいたします。

会長 ほかにも、ございませんか。

委員 私も、今回初めてですので、様々な資料を拝見させていただきました。

こういうのを見るのは初めてなんですけれども、区民の大事な税金を使うので、細かいところになりますけれども、教えていただければと思います。

地域手当というのがありますが、これは、板橋の場合は12%というふうに、5ページに書いてあります。

区長、副区長、教育長、代表監査、常勤監査の方には地域手当が12%についているというとなんですが、この12%というのは私も初めて知りまして、ほかの区の区長さんを見てみますと、必ずしも12%ではないのですが、板橋の場合は、この12%というのをどういうふうに決めたのか、最初に1点お願いしたいのですけれども。

課長 何ページですか。

委員 区長の月額表がありますよね。「月額」の隣に「地域手当」というのがありますよね。

その地域手当のパーセントが、人事委員会勧告ですと18%ぐらいなのですかね。板橋の場合は12%とありますが、各区長さんを見てみますと、必ずしも12%が23区で統一されていないので、その辺の理由と、12%という決めた理由を教えてください。

課長 地域手当についてのお尋ねでございます。

実は、地域手当につきましては、我々職員も、特別職の皆さんも、平成18年度までは同じ12%という数字でございました。

その後、人事委員会勧告によりまして、地域手当は18%まで段階的に上げますよという方針が打ち出されまして、我々一般職員は段階的に地域手当が上がりました。その分、上がった分の同額の本俸を下げるということで、トータルとしては同じように勧告がなされて、それがずっと行われてきました。18%で一旦落ちついたんですけれども、その後、今現在は、一般職員は20%という形になってございます。

それで、特別職の皆さんについては、平成18年当時、19年度の人事委員会勧告が出る前につきましては、一般職員の地域手当に準ずるという方針でしたので、一般職員の地域手当が12%から13%、14%と上がっていくと、区長さん等の地域手当も連動するという仕組みだったんです。

そうすると、本体そのものの、本俸の部分については同時に下げるという方式がなかったわけですから、一方的に上がってってしまうということで、12%で固定し

ましようということで条例改正をした経緯がございます。それで、ずっと12%という形をとっているのが板橋区のやり方ということでございます。

それと、ほかの区との違いと申しますと、他区の場合では、4区ぐらいで職員と同じような形で連動させている区もありますけれども、総体として、その場合は本俸を下げておりますので、地域手当と本体の給料、両方合わせた数字で比較していただくと、ちょうど分かりやすいのかなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

会長 よろしいですか。

委員 10ページなのですが、千代田、港、文京、中野は地域手当がないのですが、他区のことなのですが、もし分かりましたら教えてください。

課長 個別に各区にあたっているわけではありませんけれども、支給を廃止している区が、千代田、港、文京、中野ということで、4区ございますけれども、恐らくは、そういった一般職員が、1%ずつ段階が上がっていくことに準じて、本俸を直さなくてはいけないというようなところから、一旦、そういった支給をなくしまして、全部、本俸でという考えになったのかもしれない。

委員 それから、11ページですが、選挙管理委員会で職務代理がないところが23区中15あります。職務代理のいない区が15区あるのですが、板橋は職務代理がおりますが、こういう状況の中で、板橋区として、この辺はどうなんですか、将来的には。

選挙管理委員会事務局長

職務代理を置いているところと、置いていないところがあるんですけども、各区の実態の把握はしていません。

ただ、委員長が欠けた場合には、どうしても代替りの者が必要になると思いますので、月額報酬が決まっているか、いないかにかかわらず、そういった場合は、職務代理を選任にして進行しているというふうに考えているところです。

委員 日額で設定しているところもありますけれども、こうして情報公開がきちんとなされていきますと、区民の方も、他区の状況を見ると、「えっ」なんて思うかもしれないので伺ったんですが、分かりました。

それから、18ページの教育委員会ですが、非常に細かいところで申し訳ないんですけども、費用弁償を支給している日数が、委員が4人いらっしゃって、1番目と4番目の方は途中ですので、また、2番目、3番目が42日間、52日間ということですが、お忙しい方が委員になるのでしょうかけれども、全部が全部、出席できないと思いますが、この辺は10日間も違うので、どうなんでしょうか。

教育委員会事務局次長

委員の方は、色々と御都合がございますので、全員の方が出席していただくものと、教育委員会を代表して御一人に出席していただくものと、種類が色々ございます。

そういった中で、2番、3番の方は有職者、お仕事をお持ちの方なので、なかなか御都合が、平日はつかないということがございまして、職務代理の方に、お仕事をなさっていないもので、お願いして、行っているというような経緯がございます。

具体的に言いますと、大学の公開講座ですとか各表彰式、そういったものについては、できるだけ皆さんでということではしておりますが、最低1人は出てくださいというような内容になっているものでございます。

委員 同じような質問なのですけれども、21ページの農業委員会の選挙委員さんの費用弁償の日数が載っておりますが、多い方で、1番の方が32日間、3番の方が11日間、これも恐らくお仕事をお持ちの方だと思いますが、半分以下のところがあるので、この辺は、特に統制、規制していなんでしょうけれども、どうなのでしょう。

課長 農業委員会に対する御質問、今日は大変申し訳ないのですけれども、明日から農業まつりがあるために農業委員の担当課長が来てございませんので、はっきりしたことは申し上げられないのですけれども、後ほど事情を聞きまして、お知らせさせていただくということでよろしいでしょうか。

委員 少しの差ならいいのですけれども、日にちの差が多いので、伺ったので。
以上でございます。

会長 ほかにございませんか。

なければ、次に、区長等の特別職の給料月額、区議会議員の報酬月額については、平成7年5月1日付で改定されて以降、現在まで据え置かれております。

また、一般職員については、今回の人事委員会勧告によって0.15%引き上げられますが、その支給水準は、平成7年5月1日時と比べるとまだ低い状況です。

また、行政委員の報酬月額については、平成25年4月1日に改定したところであります。今後とも、他区の動向を見守る必要があります。

以上のことから、区長等特別職の給料月額、区議会議員及び行政委員の報酬月額につきましては、据え置くことが妥当であると考えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 よろしいですね。

次に、特別職等の期末手当については、事務局から説明があったとおり、平成18年度以降、一般職員の特別給の増減率に比例し、期末手当の改定を行ってきております。

本年においても、一般職員の増減率2.33%に倣い、支給月数を0.1カ月引き上

げることが妥当であると思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 では、左様、決定いたします。

それでは、この後、本日の審議結果に基づき、事務局において答申案の準備をいたします。答申案の準備のため休憩させていただきます。準備ができ次第、審議会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

会長 それでは、審議会を再開いたします。

答申案について、職務代理から説明を願います。

職務代理

それでは、これより答申案の概要について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

特別職報酬等の額の適否。

区長、副区長、教育長及び区議会議員並びに行政委員の報酬等の額は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、56万区民の十分な理解と納得が得られるものでなければならない。

これらをはじめ、社会経済情勢の動向や特別区人事委員会勧告の内容、国及び他自治体との均衡などを総合的に判断した結果、当審議会では次の結論に達した。

(1) 区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について。

区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額及び区議会議員の報酬月額は、一般職員の月例給の動向も考慮される。そこで、今回の特別区人事委員会の勧告に伴い、区長の給料月額等の引上げについて検討した。

区長の給料月額等は、平成7年5月1日に改定され、現在まで据え置かれている。

一方、一般職員の月例給は、今回、特別区人事委員会によって0.15%の引上げが勧告された。0.15%の引上げを反映させた一般職員の給料指数は、現在の区長の給料月額等が定められた平成7年度を1,000とした場合、約998.15%である。平成7年度と比較するといまだ低い。

よって、一般職員の月例給については引き上げられるが、区長、副区長、教育長、常勤監査委員、区議会議員の給料月額等については引き上げず、据え置くことが妥当である。

また、教育長及び常勤監査委員以外の行政委員の報酬月額については、生活給としてではなく、勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有し、区長の給料月額等の性格とは異なる。そのため、区長の給料月額等とは別の考え方で、額の適否について審議しなければならない。

行政委員の報酬月額については、平成23年の当審議会において、特別区の平均額を上回るものについては、平成25年度までに各区の平均程度に額の引下げを行うよう提言を行い、平成25年4月に改定したところである。今後とも、他区の動向を見守る必要から据え置くことが妥当である。

(2) 区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員の期末手当について。特別区人事委員会勧告による一般職員の引上げ率(2.33%)に倣い、0.10月引上げ、3.45月から3.55月とすることが妥当である。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいま答申案について説明いただきました。
いかがでしょうか。御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

会長 それでは、原案のとおり答申することといたします。

それでは、区長をお呼びいたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(区長入室)

部長 それでは天野会長から、答申書を坂本区長にお渡しいただきます。

会長 東京都板橋区特別職報酬等審議会。特別職報酬等の額について答申いたします。

区長 どうもありがとうございました。

部長 以上をもちまして、本日の審議会は閉会といたします。

本日は、大変お忙しい中、皆様ありがとうございました。